

### 感染症法に基づく医療措置協定QA

	ご質問	回答
1	病床が20床、発熱外来が20人以上でないと、協定を締結できないのか	入院病床は1床から、発熱外来は1人からでも、協定締結は可能です。その中で、「流行初期医療確保措置」の対象となるためには、流行初期から20床又は20人以上の協定を締結する必要があります。
2	自院にPCR検査機器がない場合は、協定を締結できないのか。	自院でPCR検査ができなくても、協定を締結できます。発熱外来の項目は、「1日何人診察できるか」と「1日何件検査可能か」をそれぞれ入力する様式になっています。自院でPCR検査ができない場合（検査を委託する場合を含む）は、「診察できる人数」のみ記入し、検査可能件数は「0件」と回答してください。
3	発熱外来の検査実施可能件数は、院内でPCR検査がすべて完了できる場合のみ記載し、院外の検査機関に委託する場合は含まれないのか。検査機関に委託する場合でも協定は締結できるか。	電話・オンラインによる診療については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）と同様の特例措置が適用された場合を前提として回答してください。 （オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければなりません。コロナの特例措置として研修を受けていない医師がオンライン診療を実施しても差し支えないこととされました。） ただし、研修を受講していただくことが望ましいと考えておりますので、平時における準備として、厚生労働省が定める研修の受講に努めていただければと思います。
4	オンライン診療のWeb研修を医師が受けていない場合は、電話・オンライン診療が可能にチェックできないか。	電話のみの診療は、通常は認められていませんが、コロナの特例措置で可能となりました。次の新興感染症発生時にも、同様の特例措置が実施されることを前提として、電話のみでも可能と回答いただいて構いません。 7の回答も参照してください。
5	「電話・オンライン診療が可能」というのは、電話だけでもチェックを付けてよいのか。	電話のみの診療は、通常は認められていませんが、コロナの特例措置で可能となりました。次の新興感染症発生時にも、同様の特例措置が実施されることを前提として、電話のみでも可能と回答いただいて構いません。 7の回答も参照してください。
6	回答フォームに入力した時点で、岡山県との協定が締結できたとして良いか。	回答フォームに入力した時点では、まだ協定締結が完了していません。県で内容を確認し、「協定締結が完了した」旨のメールを送付した時点で、協定締結が完了します。再度マイページから、確定版の協定書と指定書（日付と発送番号が入ります）をダウンロードし、保管してください。
7	回答フォームへの入力後、訂正するにはどのようにすればよいのか。	回答フォーム入力後に届く「受付完了メール」に、修正フォームのURLが記載されているので、そちらから正しいデータを入力してください。修正フォームには、全ての項目について再度入力いただく必要があります。協定締結完了後の修正については、疾病感染症対策課へお問い合わせください。
8	すでに回答分の受付完了メールは、いつ送付されたか。	回答が完了した際に、自動的に受付完了メールを送付しています。届かない場合は、メールアドレスが間違っているか、別のフォルダに入っている可能性があります。確認していただき、届いていない場合は、再度回答フォームに入力してください。
9	6月の診療報酬改訂において、協定締結完了の書類が必要である。	状況は把握しており、できるだけ早く協定締結を行うよう努めているところです。
10	協定締結完了のメールは5月中に来ますか。	5月15日までに入力いただいた回答については、5月末を目途に協定締結が完了できるよう努めます。
11	新型コロナにおける対応実績は県で把握しているか。コロナの過去実績は補助金に考慮されるか。	新型コロナの対応実績は、入院病床については把握していません。発熱外来についても、どの医療機関が開設していたかは把握しています。新興感染症対応力強化事業について、どのように補助を行うかは検討中です。

12	新興感染症対応力強化事業のPCR検査装置の選択について、現在販売されているCOVID-19対応のもので良いか。	どの機械が補助対象かは、個別にご相談ください。ただし、COVID-19しか検査できない機械は、次の新興感染症に対応できないため、補助対象はなりません。
13	新興感染症対応力強化事業について、他県では実施しているところもあるのに、岡山県は来年度から実施なのはどうしてでしょうか。	新興感染症対応力強化事業について、県では本年度中に医療機関と医療措置協定を締結した上で、協定を締結された医療機関に対し、来年度から新興感染症対応力強化事業による補助を行うこととしております。